

7月～8月は町税徴収強化月間です

納税は期限内に済ませまじょう

問 税務課 ④ (57) 4 1 2 4

納税の公平と税収の確保を図るため、7月～8月を「町税徴収強化月間」として、徴収強化を実施しています。

○一人ひとりが町を支える

皆様が納めた税金が、町の行政運営を支えています。納税しない方が増えると生活に必要な様々なサービスが受けられなくなります。

○納期限内に納付を!

町では皆様の自主的な納税を期待しております。町税等を納期限内に納めていない方には、督促状や催告書などで納付をお願いしておりますが、それでも納めていただけない場合には、やむを得ず財産調査や、預貯金、給与、生命保険、不動産などの差し押さえといった滞納処分をすることになります。皆様の自主的な納税をお願いします。

◎町では、税込確保に向け、次の取り組みを行っております

納税相談

町税などを納期限内に納めることが難しい方の相談を受け付けています。

納税催告

納期限を過ぎても納付がない方に対し、督促状・催告書などの送付、電話催告、自宅訪問、勤務先訪問を行います。

財産調査

滞納者の財産について、官公署、金融機関、保険会社などに申し調査を行います。

勤務先調査

滞納者の勤務先に対し給与の調査を行います。

差押処分

不動産・預貯金や生命保険、給与のほか、自動車などの差押を行います。差押後も納付されない場合、差押財産の公売・取り立てを行います。



ひまわり館  
子育てサロン

問 こども教育課 ④ (57) 4 1 3 8

子育てに関するテーマをもとに、相談や保護者同士の交流の場として、誰でも気軽に利用できます。気分転換をかねてどうぞお立ち寄りください。

◎ ④ ⑥ 下記の表参照

※詳細については、毎月の広報でお知らせします。

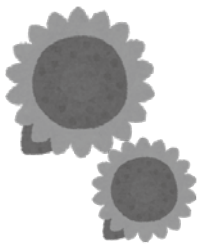
※日程や内容は、悪天候や講師の都合により変更になる場合がございます。変更の際は、野木町ホームページ等でお知らせします。

所 ひまわり館 キッズルーム

対 町在住者

② 無料

① 不要



人権標語

どうしたの  
くらい心を  
てらすこえ

友沼小学校

石井

奏雅

(2019年度人権啓発カレンダー掲載作品審査会での優秀作品から選出したものです)

◎ひまわり館子育てサロン日程表

日程	内容	時間	持ちもの
7月16日(火)	親子ふれあいタイム ～親子で楽しみつつスキンシップ を持つ方法についてご紹介～	10時～11時30分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お子さんのお世話セット (オムツ、おしりふき、タオル等)</li> <li>・水分</li> <li>・タオル</li> </ul>
8月20日(火)	ことばに関するミニ講座		
9月17日(火)	不登校・引きこもり相談		
10月15日(火)	園の生活について		
11月19日(火)	おさがり会		